

令和 7 年度善通寺市公用バス等運行管理業務仕様書

本仕様書は、令和 7 年度善通寺市公用バス等運行管理業務における委託業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

- 1 業務名称 令和 7 年度善通寺市公用バス等運行管理業務
- 2 委託期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 3 実施主体 善通寺市（以下「市」という。）
- 4 委託業務の内容

(1) 委託の対象

管理車両の運行管理に関すること。

- ・市から提出する運行計画（原則運行月 1 か月前に発注者より提示する）に基づいた車両運行に必要な運転乗務員を確保し、搭乗者の送迎を行うこと。
- ・その他本仕様書に記載する維持管理等業務を行うこと。

(2) 運行車両

運行車両は、市が所有する車両とする。管理車両は、次のとおりとし、その保管場所は善通寺市役所庁内車庫及びその他指定する駐車場とする。

①公用バス（総務課所管）

- ・車種及び年式 イスズ ガーラミオ 令和 3 年式
- ・車両登録番号 香川 2 3 0 さ 7 5
- ・乗車定員 41 人
- ・取得価格 1 6, 0 9 2, 4 5 0 円
- ・燃料の種類 軽油
- ・スタッドレスタイヤ 有

②公用バス（総務課所管、中型バス）

- ・車種及び年式 ミツビシ ローザ 平成 2 2 年式
- ・車両登録番号 香川 2 0 0 さ 5 9 4
- ・乗車定員 2 9 人
- ・取得価格 4, 5 9 9, 0 0 0 円
- ・燃料の種類 軽油
- ・スタッドレスタイヤ 有

③なかよし号（教育総務課所管、幼児用バス）

- ・車種及び年式 ニッサン シビリアン 平成 2 3 年式
- ・車両登録番号 香川 2 0 0 は 1 3 0
- ・乗車定員 大人 3 人＋幼児 5 1 人
- ・取得価格 5, 0 8 0, 0 0 0 円
- ・燃料の種類 軽油
- ・スタッドレスタイヤ 無

④スクールバス（教育総務課所管、主に南部小学校の送迎用）

- ・車種及び年式 ニッサン シビリアン 令和２年式
- ・車両登録番号 香川２００さ１１７８
- ・乗車定員 ２９人
- ・取得価格 ６，３２１，４５３円
- ・燃料の種類 ガソリン
- ・スタッドレスタイヤ 無

※なお、当該車が修理等で運行業務ができないときには、市が指定する代替車で業務を行うこととする。

※①、②の公用バス運行については、原則いずれか１台のみの運行を想定している。

※上記車両は市職員が直接運行利用する場合がある。

(3) 乗務員について

- ・運転乗務員に対し、常に安全運転等の教習・指示を行うこと。
- ・運転乗務員については、運行管理者が行う適性検査に合格した者で、年齢は６９歳以下とすること。また、日々の運行においては、定期的な健康診断結果や運行日当日の健康状態を確認し、運行管理者が運行することが適切であると判断できる者に限り、運行を認めるものとする。また、片道の行程が１００キロメートルを超える乗務については、原則６５歳以下の乗務員で対応すること。
- ・乗務員（アルコールチェック、労働時間等を含む）の管理については関係諸法令を遵守し適切に実施すること。

(4) 運行について

①運行時間

- ・公用バス：原則８時３０分～１７時（用務次第では時間外の運行有）
- ・なかよし号：９時～１４時
- ・スクールバス：（下記以外）６時４５分～８時４５分、１４時～１７時

（第１・第３水曜日）６時４５分～８時４５分、１３時３０分～１７時

原則として、スクールバスは各学期当初と末に例外運行有。夏季休業期間の運行はなく、振替等の代替措置が発生する場合がある。その他車両は運行計画による。

②運行見通し

現時点でのバス運行見通は別添資料１のとおり。公用バスの令和７年度発注見通しは最大１２０日。うち、休日の運行は最大２０日とする。なかよし号については年間１２０日の平日時間内運行を予定している。スクールバスの運行見通しは年間２０７日、うち５日程度土日運行（平日振替）となる場合がある。

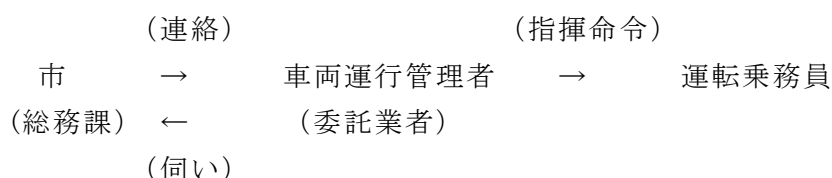
以上の運行見通・運行時間の条件内で当該事業を運行することになる。これらの条件を考慮し、運転手の確保と運用を適切に行うこと。

- (5) 車両の点検整備並びに修繕に関する業務について
- ・車両は、常に適正に整備すること。
 - ・日常点検、車両清掃、車両修繕、法定点検、燃料油脂、タイヤ等の交換、その他消耗品、備品の購入及び管理については、請負業者で行うものとする。当該維持管理に要する費用は、実費相当額を請負業者からの請求に基づき市が支払うこととする。
 - ・燃料油脂のうちガソリン代又は軽油代は、市が指定した場所で給油し実費を別途請負業者からの請求に基づき支払うこととする。
- (6) 車両運行管理者及び運転乗務員の選任に関すること。
- ・委託業者は、車両運行管理者と運転乗務員について、法律で定められた資格を有する者を雇用し、その任にあてること。
- (7) その他運行業務に関すること。
- ・運行管理簿、車両点検簿の作成及び保管
 - ・自賠責保険及び任意保険の加入
 - ・事故等緊急時の対応（事故の処理・事故状況・対応レポートの提出）
 - ・事故の際の車両の修理に必要な対応
 - ・制服の貸与（特段市が定める規定なし。バス等の制服として通常使用されている程度の制服を委託業者で決定）
 - ・利用者からの問い合わせに対する応答
 - ・その他運行に直接必要な業務
- (8) 委託の対象外とする事項
- ・車両の確保（自動車重量税、自動車検査登録印紙税を含む）
 - ・運行中の高速道路代、利用者の施設利用に伴う駐車場利用料及び宿泊を伴う際の運転乗務員等の宿泊に関する経費（5(4)中の「宿泊を伴う運行業務に関する費用」は除く。）等は、利用者負担とする。

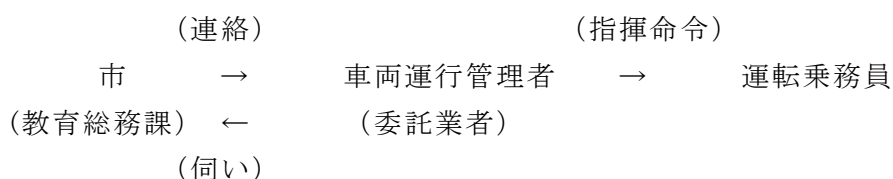
5 請負後の運用方法

- (1) 業務の指揮命令については下記のとおりとする。

①② 公用バス



③ なかよし号・④ スクールバス



※ 緊急やむを得ない場合には、市が運転乗務員に指示又は指示の変更をすることがある。その際、市は事後直ちに、車両運行管理者にその旨伝えるものとする。

- ・市は運行月の前月初日までに1ヵ月分の運行計画を受託者に提出する。令和7年4月分は、選定結果通知後、速やかに受託者へ提出する。
- ・市は、バスの運行が決定次第、車両運行管理者へ、決裁済みのバス使用申請書写しを通知する。その後、車両運行管理者は、運行日の3日前までに運転乗務員を決定し、市に運転乗務員を報告する。

(2) 任意保険契約は下記の内容と同等以上の契約を締結する。

- | | | |
|-------------|---------|----------|
| ① 車 両 時 価 | ② 対 人 | 無 制 限 |
| ③ 対 物 無 制 限 | ④ 搭 乗 者 | 5 0 0 万円 |

(3) 定期点検、タイヤ交換及びローテーション、エンジンオイル、エレメント交換について、法定に沿った定期点検の実施と委託業者の判断で安全かつ適正な運行業務が遂行されるよう実施すること。

(4) 請負後の委託料等の算定及び支払い方法について

委託料等の算定及び支払い方法は下記のとおりとする。

- ・管理車両1台当たりの運行管理業務に関する1ヶ月当たりの費用（税抜）は別途契約に定めるとおりとする。
- ・車両管理に関する費用について、車両4台分の点検整備及び修繕に関する費用並びにその他運行業務に関する費用は、4－(5)に定めるとおり実費請求とする。
- ・支払いは、原則四半期払いとする。請負業者は、7月、10月、1月、4月の10日までに直近3ヵ月分の委託料のうち、公用バス（(1)中車両①②）分を市総務課に、スクールバス・なかよし号（(1)中車両③④）分を市教育総務課にそれぞれ分割して請求する。市は、支払請求書を受理した日から30日以内に請負業者に支払う。
- ・4－(5)に記載の実費相当費用は、委託料とは別に市に請求する。支払回数・請求書態様等の支払い条件は委託料の例による。
- ・4－(5)に記載のガソリン代又は軽油代は、委託料とは別に市に請求する。支払回数・請求書態様等の支払い条件は委託料の例による。
- ・宿泊を伴う運行業務に関する費用は、委託料とは別に1泊につき1人当たり金3,000円（税抜）を上限に市に請求することができる。

(5) 控え場所について

運転手の控え場所は市役所構内エコ・エネルギーセンター内のうち、市が指定した場所へ設置することができる。